別表

| | | | |
|---|---|---|---|
| 依<br><br>頼<br><br>者 | ・国<br>・地方公共団体<br>・特殊法人<br>・公共組合<br>・国立研究開発法人等<br>・認可法人<br>・特別民間法人<br>・組合等登記令(昭和39年政令29号)別表の法人<br>・漁協<br>・日本学術会議の協力学術研究団体に指定された学術団体<br>・理事長が認める者 | ・公益社団法人及び公益財団法人<br>・中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第三条第一項に掲げる中小企業団体（ただし、農協及び漁協を除く）<br>・技術研究組合<br>・公益を目的とする任意団体 | ・会社法（平成17年法律第86号）に定める法人<br>・会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第87号)に定める特例有限会社<br>・一般社団法人及び一般財団法人<br>・公益を目的としない任意団体等 |
| 経費 | 免除可 | 用務日の日数に47,282円を乗じた額の50% | 用務日の日数に47,282円を乗じた額 |
| 消費税 | 消費税法及び地方税法で定められた税率に相当する率 | | |

注）経費算出における日数の単位は、1/4日を最小の単位とし、当該日数の算出は以下に定めるとおりとする。

1．用務時間が２時間以下の場合は1/4日、２時間を超え４時間以下の場合は1/2日、４時間を超え６時間以下の場合は3/4日、６時間を超える場合は１日分の経費を請求するものとする。なお、出張期間が複数日に及ぶ場合は、出張日毎に経費を算出するものとする。
2．移動時間や前泊・後泊については、経費算出の対象外とする。
3．収益を目的としない団体が行う一般市民向けの講演等については、経費を 50 %に減額できることとする。